

令和５年度 公の施設の指定管理者監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 公の施設の指定管理者監査 |
| 2 監査対象 | 一般社団法人四日市歯科医師会（四日市市歯科医療センター）
健康福祉部 保健企画課（指定管理に関する事務の所管所属） |
| 3 監査実施期間 | 令和６年１月１８日 |

【一般社団法人四日市歯科医師会】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（３）施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク 現金出納簿は、現金の紛失等の事故を防ぐためにも重要な書類であり、作成にあたっては記載誤りのないよう十分注意して行うこと。	【 措置済 】 令和 ６年 ４月 １日 現金出納簿の記載誤りについては直ちに補正した。さらに令和６年度から現金出納簿の様式を変更し、毎月、市の担当職員がダブルチェックを行うことができるよう改めた。

2 ３E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 自主事業についての事業計画への掲載について【合規性の視点】 歯科医療センターは、自主事業として訪問歯科診療を実施しており、その実績については毎月の事業実績報告書や年度の事業報告書で報告するとともに、年度末の運営委員会においても報告がされている。その一方で、年度の事業計画書には内容が記載されていないことから、自主事業の事前承認の点からも、事業計画書へも記載を行うこと。	【 措置済 】 令和 ６年 ３月 ２ ９ 日 令和６年度から毎年度の事業計画書に自主事業に関する実施計画を記載して市に提出するよう、市と協議のうえ見直しを行った。 令和６年度は、仕様書の範囲内において、自主事業として訪問歯科診療を月１回実施していくことを計画し、令和６年３月２９日付で、令和６年度四日市市歯科医療センター事業計画書及び予算書を市に提出した。
② 現金の取り扱いについて【合規性の視点】 窓口で収納した現金については、協定書の仕様書のとおり原則として当日中の金融機関への預け入れに努め、時間的に困難な場合は翌営業日の早い時間帯に預け入れるなど、現金の取り扱いにおいて事故防止に最大限努めること。	【 措置済 】 令和 ６年 ４月 １日 歯科医療センターの診療時間は、火・木曜日が午後１時３０分から午後４時３０分まで、日曜日が午前９時３０分から午後０時３０分までとなっており、当日中の金融機関への現金預け入れが困難であったことから、事故防止に向けて市と協議した結果、仕様書の見直しへとつながり、令和６年度からは、徴収した現金は速やかに金融機関に預け入れることとし、金融機関の時間外等により入金できない場合は、厳重な管理を行うとともに、翌金融機関営業日に預け入れることとした。

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
告示手続きの適正な執行について【合規性の視点】 四日市市歯科医療センター条例施行規則第2条第1項第2号の規定に定められた、市長が特に必要と認めた日の診療日について、必要な告示手続きが取られていない状況が見受けられる。速やかに定められた手続きを行うとともに、必要があれば規則の見直しも含め、今後は適正な執行に努めること。	【措置済】 令和 6年 3月29日 令和6年2月定例月議会において、四日市市歯科医療センター条例の一部改正を行い、年末年始の応急診療日を12月30日から翌年の1月2日までと明記した。（令和6年3月25日議決） これに伴い、令和6年3月29日付けで、四日市市歯科医療センター条例施行規則を改正し、告示手続に関する規定を削除した。

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（2）指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク モニタリングレポートを作成する際には、毎年の業務として機械的に行うことなく、事業収支の内容等を含め、ヒアリング等を通じて指定管理者の事業内容の把握をしっかりと行うこと。	【措置済】 令和 6年 2月16日 歯科医療センターの円滑な運営と事故防止を図るため、毎月1回、市と指定管理者による連絡調整会議を行うよう改めた。令和6年2月からは毎月継続して会議を行い、情報共有や事業内容の把握を行っており、よりの確なモニタリングレポート作成につなげていく。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 指定管理者の収支等の適切な点検について【有効性の視点・合規性の視点】 指定管理者の収支等については、定期的に帳簿等の確認を行っているとのことであるが、その際は他の用件のための外出機会を利用して訪問するのではなく、指定管理者の収支等の確認のためという明確な目的をもって訪問し、毎月の帳簿等の確認を確実にすること。	【措置済】 令和 6年 2月16日 帳簿等の確認を定期的を実施するよう方針を改め、毎月実施する連絡調整会議において、指定管理者の経理担当者同席のもと確認することとした。
② 事業報告書や協定書の内容確認について【合規性の視点】 事業報告書等において、若干の記載誤りが見受けられた。指定管理者制度を導入してから期間が経過していることを考えると、各種書類の内容が適切に確認されているか疑念を生じかねない。指定期間更新の機会などに協定書や仕様書等の見直しを行うとともに、施設から提出される各種書類の確認をしっかりと行い、適切な運用に努めること。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 指定期間の更新機会を捉え、各種書類の内容や整合性を確認した。令和6年度を初年度とする5年間の協定においては、事業報告書の提出期限等の記載に不整合がないよう確認し、協定締結を行った。引き続き、毎月指定管理者から提出される書類については、しっかりと確認を行っていく。

③ 福祉医療費領収証明書の発行にかかる手数料の取り扱いについて【合規性の視点】 障害者手帳等を取得している人への医療費助成のために必要な福祉医療費領収証明書を歯科医療センターが発行しているが、この際に助成を行う自治体が支払う手数料について、四日市市在住の利用者と他市町在住の利用者で取り扱いが異なっている。適正な取り扱いがどのような形式であるか確認を行い、必要に応じて取り扱いを改めること。	【措置済】 令和 6 年 4 月 1 日 四日市市歯科医療センター条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度以降は福祉医療費領収証明書の発行手数料は全て市が受け入れることと改めた。本件については指定管理者及び近隣市町と調整済であり、今後は取り扱いに差異がでないよう万全を期している。
--	---

【一般社団法人歯科医師会・健康福祉部 保健企画課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 歯科診療の効果的な推進について【住民福祉の向上の視点】 健康寿命の延伸のためには、口腔ケアが重要である。自主事業として実施している訪問歯科診療も含め、地域の開業医との連携を図り、四日市市の歯科診療の効果的な推進について、引き続き取り組みこと。 なお、現在自主事業として実施している訪問歯科診療については、その有効性を検証し、将来的に指定管理業務委託への包含の可能性も含め、研究を行うこと。	【継続努力】 令和 6 年 8 月 31 日 訪問歯科診療は、通院することが困難な障害者の方へ口腔の健康維持と早期治療につながる有効な取り組みであるため、引き続き、地域の開業医との連携を図りながら、歯科医療センターとの役割分担や効果的な推進方法を検討していく。 なお、令和 6 年度は、地域の開業医を対象に、将来的に自院での障害者治療の受け入れ体制を拡充するための理論や実践を学ぶ研修会を行い、障害者歯科診療に対する地域の対応力を高めていく。
	【継続努力】 令和 7 年 2 月 28 日 訪問歯科診療は、通院することが困難な障害者の方へ口腔の健康維持と早期治療につながる有効な取り組みであるため、引き続き、地域の開業医との連携を図りながら、歯科医療センターとの役割分担や効果的な推進方法を検討していく。 なお、令和 7 年 2 月に、地域の開業医などを対象に、外部講師による自閉スペクトラム症の特性や当該患者の歯科診療の対応方法を学ぶ研修会を開催し、地域全体で障害者歯科診療への対応力を高める取り組みをした。

② 歯科医師の確保と体制の整備について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 歯科医療センターでは障害者を対象とした歯科診療を行っていることから、専門となる歯科医師の確保が重要である。大学との連携などを含め、運営に必要な体制の整備に努めること。	【 継続努力 】 令和 6年 8月31日 障害者歯科診療を担うことができる歯科医師の確保は、歯科医療センターの基盤を左右する重要課題であるため、日本障害者歯科学会への参加や大学を通じてのネットワークを介して、必要な人員を確保していく。
	【 継続努力 】 令和 7年 2月28日 障害者歯科診療を担うことができる歯科医師の確保は、歯科医療センターの基盤を左右する重要課題であるため、日本障害者歯科学会への参加や大学を通じてのネットワークを介して、必要な人員を確保していく。 令和6年度においては、学会参加時の交渉や大学教授への個別訪問をして、人員確保に向けて継続的なアプローチを重ねている。